

## 新規個別指導について

保険診療の「指導」には、集团的指導、集团的個別指導、新規個別指導、個別指導があるが、この項では新規あるいは継承にて医療機関を開設された後1年以内に受けることになる新規個別指導の内容について、以下箇条書きで述べる。

- 1 根拠法令は健康保険法 第78条、国民健康保険法 第45条の2、高齢者の医療に関する法律 第72条である。
- 2 各地域の厚生局から呼び出しをうける。
- 3 指導実施は4週間前をめぐりに通知される。
- 4 指導対象となる患者の通知は、1週間前に診療所は10人分、病院は20人分をFAXにて行われる（該当日が土、日曜日、祭日、休診日の場合は前日に連絡）。カルテを人数分用意する（電カルの場合カルテのコピー、どうしても電カルで説明したいときは厚生局に相談、ただしこの場合閲覧用の機器の準備も必要）。厚生局は当該レセプトをすでに把握している。
- 5 通常厚生局事務官と医師である医療技官が対応する（年配の技官は元大学教授か大病院の部長以上の経験者が多い）。
- 6 都道府県医師会の保険指導委員、当該地区の医師会役員が立ち会うことがある。
- 7 通常医療機関側は開設者と事務責任者が出席する。
- 8 先ず書類の確認がある、電カルなら各使用者のID作成、3か月ごとのパスワードの変更など守秘義務のためのルールがあるか事務方より質問がある。
- 9 指導実施時間は事務確認を除いて1時間、患者一人ずつレセプトとカルテの内容の突合、特に指導管理料の算定要件の記載、特に指導内容、画像検査の算定根拠、結果の記載を確認、カルテの記載はSOAPなど判りやすく整理されていることが望ましい。
- 10 指導内容は厚生局了解の上うえ録音も可、メモを取るのもよい。
- 11 通常新規個別指導は教育的指導であるが保険ルールが守られていないときは当日検閲のレセプト分につき自主返還が求められる。施設継承の場合は以前から同様の保険診療違反が疑われれば、さかのぼって別途個別指導を受ける可能性もある。